

国民年金

こんな時は届出が必要です

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。届出を忘れると、将来受け取る年金の金額が少なくなったり、受け取れない場合があります。また、不意の事故や病気で障がいが残った時の障害年金や、亡くなられた時の遺族年金が支給されなくなるおそれもあります。

次のようなときは届出を忘れずに行って、あなたの大切な年金の権利を守ってください。

届出が必要なとき	異動の内容	届出のときに持参するもの
退職したとき（厚生年金、共済年金加入者の場合）	第2号被保険者から第1号被保険者になります。	
配偶者（厚生年金、共済年金加入者の場合）に扶養されていたが配偶者が退職したとき		・基礎年金番号がわかるもの ・雇用保険被保険者離職票
収入増加などにより配偶者（厚生年金、共済年金加入者の場合）の扶養を外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	など

- ・第1号被保険者 20歳以上60歳未満の自営業者、学生、無職の方など
- ・第2号被保険者 会社員や公務員など厚生年金、共済年金に加入されている方
- ・第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

問住民課 ☎388-1115 / 岐阜南年金事務所 ☎273-6161

教育委員会だより 地域ぐるみで子どもたちを育てる

数年前から、文部科学省は全国に「地域学校協働活動」という事業を進めています。「地域学校協働活動」とは、地域と学校が相互に連携・協働して行う活動で、地域住民が参画し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える「学校を核とした地域づくり」を目指しています。

また、笠松町と岐南町には歴史ある行事や地域住民がふれあう活動が多くあり、それら今あるものを生かしながら将来にわたって持続可能な活動となるよう体制を整えることが、活動を推進する目的のひとつでもあります。

「地域学校協働活動」と聞いて耳慣れないと思う方もいらっしゃると思いますが、二町では既に活動を行っています。例えば、安全見守り活動やクラブ活動をはじめ、笠松小学校の「学びフェスタ」、松枝小学校の「木曽川学習」、下羽栗小学校の「くり勉スペシャルデイ」、そして笠松町の文化・伝統を生かした「鮎鮎授業」、「大名列お奴」の出前授業などがあります。岐南町では、北小学校の「けやき祭り」、東小学校の「Autumn Festival In Higashi」、西小学校の「あじ

さい夏まつり」、両町の中学校では「キャリア教育の講話」、「SDGsの活動」などがあります。

これらの行事・活動は、地域住民や団体、企業の支援・協力によって成立しています。

子どもたちにとって地域の人との学習や体験活動は、普段の授業とは異なった楽しさがあり、目を輝かせて取り組んでいます。同時に子どもたちは地域への愛着心を育んでいるように感じられます。地域の方にとっても、子どもたちが活躍する場や挑戦する場を作ることを通して、地域ぐるみで子どもたちを育てようという当事者意識が高まります。このように子どもたちも大人も地域全体で学び、共に育つことにつながります。ぜひ多くの方が活動に参加していただき、地域の皆さんの力で将来の担い手である子どもたちを育てていくことを願っています。

羽島郡二町教育委員会では、活動を進めるため、地域と学校をつなぐ活動をコーディネートする「地域学校協働活動推進員」として笠松町に栗本幹雄氏、岐南町に岩田親典氏を委嘱しています。